

令和2年11月13日

各所属長様

企画総務局人事部人事課長  
企画総務局行政経営部情報システム課長

### 個人単位でのテレワーク利用の拡大等について（通知）

テレワークについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、所属単位での利用や庁内LANパソコンの持ち帰りによる実施など、その利用の拡大を図ってきましたが、これらの利用方法では各種システム（庶務事務システム、文書・財務会計システム）や個人メールの機能が利用できない等の課題がありました。

このため、この度、当該機能が利用可能な個人単位でのテレワークの利用に必要な環境を増設しました。

については、各所属におかれては、下記について職員へ周知していただき、必要に応じてテレワークを申請いただきますようお願いいたします。

なお、これに伴い、所属単位でのテレワークの利用及び庁内LANパソコンの持ち帰りによるテレワークの利用を11月30日で終了します。

#### 記

#### 1 テレワークに関する取組一覧

	取組	今後の予定
1	テレワークの個人単位での利用 (利用可能な機能: 職場の庁内LANパソコンと同様の機能(文書印刷を除く)) ○応募要件拡大(2月28日付け、4月15日付け通知)(※) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためにテレワークの実施を希望する職員であって、テレワークになじむ業務に従事している者は、介護や育児等でない場合でも、テレワークを可能とする。	12月1日以降も継続
2	テレワークの所属単位での利用 (4月17日付け通知)(※)	11月30日で終了 (個人単位での利用へ移行)
3	庁内LANパソコンの持ち帰りによるテレワーク (4月20日付け通知)(※)	11月30日で終了 (個人単位での利用へ移行)

(※) 過去の通知は全庁資料室に保存しています。

#### 2 申請方法

以下に該当する職員はテレワーク申請書を各局等で取りまとめの上、人事課まで提出してください。

- ・新たに個人単位でのテレワークの利用を希望する職員
- ・現在所属単位でテレワークを利用している職員のうち、引き続き個人単位の利用を希望する職員

なお、システム上の登録上限がありますので、必要性について十分に勘案の上、申請してください。申請多数となった場合、個別に調整を行う場合があります。

#### 3 申請期限

令和2年11月24日(火)

※ 期限までに提出いただいた職員は12月1日(火)から利用開始できる予定です。なお、申請期限以降も随時受け付けます。